

4. 1 4 上下水汚泥を原料とした肥料

① 評価対象資材

下水汚泥を原料とした肥料を対象とする。

② 品質・性能

肥料取締法の普通肥料の規格に適合していること。

③ 再生資源の含有率

原料として下水汚泥及び有機質再生資源をほぼ100%使用していること。
ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、「金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）及び「肥料取締法に基づき普通肥料の公的規格を定める等の件」（昭和61年農林水産省告示第284号）の基準を適合すること。

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。